



令和6年度から所得制限がなくなり、申請により、所得にかかわらず授業料に対する助成を受けることができるようになりました。

2 申請期間 令和6年10月1日(火)~10月31日(木)

・申請受付は毎年度1回です。この申請期間を過ぎた場合は受け付けできませんのでご注意ください。

・授業料軽減助成金(都の制度)は、就学支援金(国の制度)とは別に申請が必要です。

3 助成額について

授業料に対する助成制度は、就学支援金(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)があり、<u>各制度による助成額の</u> 内訳は世帯年収によって異なります(下表参照)。

就学支援金の対象となる場合は、上限額26万5,000円※1から就学支援金分を差し引いて助成します。

下表のどの区分に該当するかを判別するため、すべての申請者について、課税証明書等による所得の確認を行います。

対象 区分	世帯年収目安※2				
	所得のある 保護者が1名	所得のある 保護者が2名	各制度及び助成額※1		算定基準額 <mark>※3</mark>
А	約 910 万円以上	約 1,090 万円以上		授業料軽減助成金(都) 26万 5,000円	304,200 円以上
В	約 910 万円未満 約 590 万円以上	約 1,090 万円未満 約 740 万円以上	就学支援金(国)※4 11 万 8,800 円	授業料軽減助成金(都) 14 万 6,200 円	304,200 円未満 154,500 円以上
С	約 590 万円未満	約 740 万円未満	就学支援金(国) <mark>※4 ※5</mark> 29 万 7,000 円		154,500 円未満

●対象区分Aに該当する方

授業料軽減助成金のみ申請してください。

ただし、所得の確認の結果、就学支援金の対象区分(B 又は C)と判定された場合は、別途就学支援金の申請が必要になります。その場合、就学支援金の申請を行わないと上限額(26 万 5,000 円※1)まで受給できません。

●対象区分日に該当する方

就学支援金と授業料軽減助成金の両方を申請してください。

いずれか一方の制度のみ申請した場合、上限額(26万5,000円※1)まで受給できません。

●対象区分Cに該当する方

就学支援金のみ申請してください。

26万5,000円以上就学支援金が支給されるため、授業料軽減助成金は原則対象外となります。

ただし、<u>就学支援金の支給額が 26 万 5,000 円に満たない場合は</u>、申請により、授業料軽減助成金の対象となることがあ ります。

- ※1 授業料軽減助成金の助成額(年額)は、就学支援金との合計額が最大26万5,000円の範囲内で、保護者等が実際に負担した授業料額が上限になります。 実負担額によっては各区分で定められた助成額とならない場合があります。また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金 は支給されません。
- ※2 世帯年収目安は、保護者1人にのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした 場合です。
- ※3 対象区分は算定基準額または就学支援金の認定結果により判定されます。算定基準額については、5 「算定基準額の計算方法」をご確認ください。
- ※4 就学支援金の詳細は10「ホームページ等のご案内」の(公財)東京都私学財団の就学支援金ページをご覧いただくか、東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当(TEL:03-6743-5011)までお問い合わせください。
- ※5 世帯区分Cの世帯における授業料の負担軽減額(就学支援金の支給額)は、29万7,000円の範囲内で在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が 上限です。

4 | 対象となる申請者(保護者等)の要件

対象となる申請者は、生徒の保護者等で下記の(1)、(2)の両方の要件に該当する方です。

(1)在住要件

保護者(申請者)と生徒が、令和6年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している。

(2)在学要件

生徒が令和6年10月1日現在、東京都認可の私立通信制高等学校に在学している。

※ 令和6年10月2日以降に入学した場合及び特別申請は、申請日現在で在学していることが要件になります。

〈申請者について〉

申請者は原則、生徒の親権者となります。(親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。)

5 | 算定基準額の計算方法

原則、<u>申請者及びその配偶者</u>の令和6年度の課税証明書・非課税証明書に記載されている「区市町村民税課 税標準額」を使用して、下記の計算式により、算定基準額を算出します。

算定基準額※1 = 区市町村民税課税標準額※2×6%-区市町村民税調整控除相当額※3

※課税標準額について・・・「課税証明書・非課税証明書」に記載された「区市町村民税課税標準額」の

確認方法は以下のURLをご覧ください。

URL: <u>https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei_hyojungaku.html</u>

※1 申請する保護者等の生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(平成20年1月2日から4月1日生まれの 生徒が該当)は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出します。

:審査 (不備等があった場合、訂正依頼メールを送ります。)

※2 令和6年度の課税証明書を使用

※3 調整控除相当額について

- ・所得のある保護者等が1名のみの世帯又は保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯=1,500円
- ・保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯(配偶者特別控除を受けている世帯を含む)=3,000円

6 申請スケジュールの流れ

- (1) 10月1日~10月31日 :申請期間
- (2) 10月1日~2月
- (3)3月

:結果通知(メール)・助成金振込

申請に必要な書類

申請はオンラインです。以下の書類の画像をオンライン申請時にアップロードしてください。

申 請 に 必 要 な 書 類 (画像)	対象	発行機関
 (1) 住民票 ・<u>世帯全員の記載</u>があるもの ・令和6年7月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のもの ・<u>マイナンバー(個人番号)の記載がないもの</u> 	全ての申請者	区市町村 役所
 (2) 所得及び扶養状況等を証明する書類 ※a)、b)のいずれか a) 生活保護受給証明書 ・生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ・令和6年7月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のもの 	生活保護を 受給している方	福祉 事務所
 b) 令和6年度 課税証明書、非課税証明書 ・生徒の扶養の記載があるもの(名前の記載は必要ありません) ・扶養人数(内訳)の記載があるもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの ・申請者及びその配偶者のもの(※1) ※「源泉徽収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」は受付できません。 ※ 扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税証明書・非課税証明書をアップロード してください。 ※令和6年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭 の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」をアップロードしてください。 海外に赴任している方について 都内居住の申請者(保護者)の「課税証明書・非課税証明書」をアップロードしてください。 個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、①「問合せ先」へご相談ください。 		
 ※1 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について ・「配偶者控除」の適用が無い(所得が1,000万円を超える方の同一生計配偶者を含む)場合 ・「配偶者特別控除」の適用を受けている場合 ・申請者が自営業で、その配偶者が「事業専従者」の場合 ・申請者が「配偶者控除」を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合 	配偶者の証明書も 必要です。 配偶者の証明書は 不要です。	

8 オンライン申請の方法と申請手順

スマートフォンやパソコン等から、下記URLの「申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オン ライン申請システム)」にアクセスして、授業料軽減助成金の申請をしてください。

【申請受付サイト】

授業料軽減助成金 及び 奨学給付金オンライン申請システム https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/

【申請マニュアル】 授業料軽減助成金ページ(私学財団 HP)に掲載 <u>https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html</u>





申請受付サイト

申請マニュアル

3

■ <u>申請前にご準備ください</u>	
①スマートフォンまたはパソコン ②メールアドレス	 ③在学している学校の情報 「学校名」「学校所在地」「課程(全日制・定時制・通信制)」等
中請手続きの完了や審査結果の通知が届きます。 また、申請受付サイトのユーザ ID としても使用します。	④生徒、申請者の情報 「生徒の入学年月」「住所」等
(1)オンラインで授業料軽減助成金または奨学給付金を 申請したことがある方 前回の申請時に登録したメールアドレスをご準備ください。	⑤申請に必要な書類(7 参照) ⑥申請者名義の振込口座情報 ⑦就学支援金申請システム(e-Shien)の
 (メールアドレスを変更していてします) してなるわかなと ん。通知が届くメールアドレスのみ変更されています。) (2)初めて授業料軽減助成金のオンライン申請を行う方 (上記以外の方) 	ログインID及び就学支援金受付番号 ※⑦は5月末までに就学支援金を申請されている方のみ必要です。 ※e-Shien のログインIDは、授業料軽減助成金及び奨学給付金オン
<u>キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを</u> 登録してください。(URL 付メールを拒否する設定が多 く、その場合、こちらからのメールを受信できません。)	ライン申請システムのユーザ ID とは別のものです。 ・「e-Shien ログイン ID」: 学校から配布された通知書記載の8桁の数字
※迷惑メール設定等を行っている場合、 「shigaku-tokyo.or.jp」からのメール受信ができるように 設定してください。	・「就学支援金受付番号」: e-Shien にログイン⇒「認定状況」の表示を クリック⇒「審査結果情報」に記載された R から始まる15桁の数字 ※e-Shien の ID、受付番号がご不明の方は、学校へお問い合わせくだ
	さい。

【注意事項】

・申請受付サイトのユーザ ID は、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別のものです。

・申請の所要時間は30分程度です。また、申請の入力ステップは1~5まであります。

ステップ4まで進むと「一時保存」ができます。

・申請開始直後はアクセスが集中して、繋がりにくい場合がございます。時間をおいてお試しください。

- ・スマートフォン、パソコンによる申請の詳しい操作方法は、「申請マニュアル」をご確認ください。
- ・オンライン申請受付は、10月31日(木)が期限となります。

期限を過ぎると申請内容の入力ができなくなります。必ず期限内に申請を行ってください。

申請手続きの流れを説明します。

オンラインで授業料軽減助成金または 奨学給付金を申請したことがある方

■マイページへのログイン

「ユーザ ID のある方」ボタン(オレンジのボタン)から ユーザー名(ユーザ ID)とパスワードを入力してマイペー ジにログインしてください。

ユーザー名(ユーザ ID)はメールアドレスの 後ろの「.phs」が不要になりました。

 ※メールアドレスを変更した方は、令和 5 年度の申請時、もしくは 今年度 ID 発行時に登録したメールアドレスがユーザ ID です。
 ※パスワードをお忘れの方は、「パスワードをお忘れですか?」に ユーザー名を入力してパスワードの再設定を行ってください。

初めて授業料軽減助成金のオンライン申請を行う方

00

<u>■ユーザ ID の発行</u>

「(新規の方)申請開始」ボタン(緑のボタン)からメールアドレ スを入力して、ユーザ ID の発行を行ってください。

※<u>キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを登録して</u> <u>ください。</u>(URL 付メールを拒否する設定が多く、その場合、 メールを受信できません。)

入力したメールアドレスに認証コードが書かれたメールが届 きます。

認証コードを入力したらユーザ ID 発行メールが届きます。 記載された URL からパスワードの設定を行ってください。 ユーザ ID とパスワードは必ず控えておいてください。

申請開始	 マイページにログインしたら、初めて申請を行う生徒については各種申請欄内の「新規申請」ボタンを押してください。 令和5年度以降、オンライン申請を行ったことがある場合、生徒名欄に申請する生徒の名前が表示されますので確認の上、「申請受付」ボタンを押してください。各ステップに以前登録した情報が表示されます。令和5年度の内容を変更する場合、各ステップで修正してください。 			
<u>ステップ 0</u> <u>利用規約・サイトポリシー</u> <u>の同意確認</u>	画面に表示された内容をご確認いただき、「利用規約に同意します」にチェックを 入れ、次のステップに進んでください。			
<u>ステップ1</u> <u>学校情報の登録</u>	在学している学校の情報、就学支援金情報を画面に沿って入力してください。 ①学校の情報 学校名、学校種別(高等学校)、課程(通信制)、学校所在地(都道府県)、学年 ②就学支援金情報※ 就学支援金の申請有無・就学支援金ログイン ID、就学支援金の受付番号 ※就学支援金情報は生徒が都内の学校に在籍し、5月末までに就学支援金を申請した場合、入力が必要です。			
<u>ステップ 2</u> メールアドレスの確認	通知用のメールアドレスに間違いがないか確認してください。 ※メールアドレスを変更したい場合は、マイページに戻って「連絡先変更」からメールアドレスを 変更してください。			
<u>ステップ3</u> <u>申請情報の登録</u>	生徒、申請者(保護者)の情報、所得状況等、振込先となる口座情報(申請者名義のも の)等を、画面に沿って入力してください。 ①生徒の情報(入学年月、寮在住、生徒氏名、生年月日) ②保護者の情報(保護者氏名、生徒との関係、住所、自宅電話番号、日中連絡先) ③所得状況等(所得状況、所得の証明書提出内容について) ④他の道府県等からの補助状況※(補助組織名称、授業料総額、補助/減免額) ※他の道府県、区市町村から授業料の補助や免除を受けている場合のみ入力が必要です。 ⑤振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人)			
<u>ステップ 4</u> <u>奨学給付金の申請登録</u>	奨学給付金は現在申請期間外のため、このステップに入力項目はありません。 ここで、ステップ1~4までに入力した内容の「一時保存」ができます。 「一時保存」ボタンを押した後、「次へ」ボタンでステップ5に進んでください。一時 保存をした場合は、申請入力の中断ができます。入力を再開する場合は、申請期間中 にマイページの「申請再開」」ボタンから申請手続きを再開してください。			

<u>ステップ 5</u> <u>必要書類の</u> <u>アップロード</u>	画面の 必須 アイコンの表示に従い、「フ」「申請に必要な書類」に沿って準備した書類の画像 をアップロードしてください。その場で書類の写真を撮影して、アップロードすることも可能です。 ※アップロードする書類は <u>1枚ずつ、四隅が見切れないように撮影してください。</u> 書類が見切れていると 再提出が必要です。			
<u>■ 確認画面</u>	入力した内容を確認してください。間違いがなければ「登録」ボタンを押して、申請を完了させ てください。入力内容が間違っていた場合、「修正」ボタンで該当ページに戻り、正しい情報を入 力してください。			
<u>■ 申請完了</u>	申請が完了すると申請手続き完了メールが届きますので、必ずご確認ください。メールが届 いていない場合、申請ができていない可能性があります。マイページにログインし、「申請状況」 欄に申請データが表示されているかご確認ください。 また、申請いただいた内容や書類に不備がある場合、メールで不備訂正依頼が届きます。不 備訂正期限内に訂正されない場合は、交付ができませんのでご注意ください。			

【兄弟姉妹の申請をされる方】

マイページの「生徒名欄」を押して、申請したい兄弟姉妹の名前が表示された場合、その生徒名を選択して、「申請受付」ボタンから申請を行ってください。

「生徒名欄」を押しても兄弟姉妹の名前が表示されない場合は、「新規申請」ボタンから申請を行ってください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。 個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

9 Q&A ~よくあるお問合せ~

1. 申請について

Q1. 今年度、全日制課程から通信制課程に転学しましたが、申請できますか。

A. 申請できます。ただし、今年度すでに全日制課程で申請している場合は申請できません。

- Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。
 - A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は 26 万 5 千円の範囲内で、保護 者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となり ません。

なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q3. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

- A. 都内居住の保護者(親権者等)が別におり、その方が申請者であれば申請できます。申請者の「課税証明書・ 非課税証明書」をアップロードしてください。海外赴任者の「課税証明書・非課税証明書」は不要です。 個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、11」「問合せ先」へご相談ください。
- Q4. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。
 - A. 生徒の親権者がご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、111「問合せ先」へご相談ください。

2. 申請サイトについて

- Q5. 在学する学校名が出てきません。
 - A. 学校種別や課程に間違いがないかご確認ください。正しい学校名を入力しても候補が表示されない場合は、 11「問合せ先」へご連絡ください。
- Q6. 昨年度のユーザ ID でログインができません。
 - A. 令和5年度は「申請時に登録したメールアドレス+.phs」がユーザー名(ユーザ ID)でしたが、**令和6年度** からは「.phs」が不要となり、「申請時に登録したメールアドレスのみ」がユーザ ID になりました。ユーザ ID に「.phs」を付けず、メールアドレスのみ入力してください。
- Q7. 申請を一時中断したいのですが、入力した内容を途中で保存できますか。
 - A. ユーザー名(ユーザID)の登録後、ステップ1からステップ4まで進むと入力内容を一時保存することができます。ただし、ステップ1~4の必須項目をすべて入力していないと一時保存できません。また、ステップ5 でアップロードした画像は一時保存できません。申請を再開した時に再度アップロードしてください。

その他の Q&A は 10「ホームページ等のご案内」 授業料軽減助成金ページをご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、11「問合せ先」へお問い合わせください。



11 間合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当

☎ 03-5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00)

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。





https://www.shigaku-tokyo.or.jp